

### 第3版はしがき

本書『教育の原理』は、幸いにもご好評をいただき、「教育原理」「生徒指導論」「教職論」等のテキストとして、多くの大学、短期大学でご利用いただくことができた。教育に関する基礎的・基本的事項、重要問題等をQ&A形式で構成し、質問に答えるかたちで「具体的でわかりやすく解説する」という本書のコンセプトに対して一定の評価をいただいたのではないかと考えている。

本書の第2版が出版されてから、この4月で6年になろうとしている。第2版は、2006年の教育基本法の全面改正、07年のいわゆる「教育三法」（学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教育職員免許法）の改正および学校教育法施行規則の改正、08年の学習指導要領の改訂などに即して、その内容を修正したものであった。

しかし、その後も教育改革の勢いはとどまるところを知らない。2013年に発足した教育再生実行会議は、先の教育再生会議の提言を踏まえながら、すでに4次に及ぶ提言を行っているが、その中には、道徳の教科化、教育委員会制度の見直し、小学校英語教育の早期化など、戦後教育の大転換につながるようなものも数多く含まれている。

たとえば、道徳の教科化は、道徳の教材を抜本的に充実し、道徳の特性を踏まえた新たな枠組みにより教科化しようとするものであり、実現すれば戦後の道徳教育の指導内容・指導方法を根本的に変更することになる。また、教育委員会制度の見直しは、地方教育行政の責任体制を明確にするため、地方教育行政の責任者を教育委員会から首長が任命する教育長に移そうとするものであり、実現すれば1956年に教育委員公選制が廃止されて以来の転機となる。

このような意味において、現在進められている教育改革については、今後とも慎重に見守っていく必要があると考えている。

一方、学校においては、依然としていじめの問題が深刻である。陰湿かつ執拗ないじめが相次ぎ、いじめの被害にあった児童生徒が自らの命を絶つという痛ましい事件が繰り返されている。2011年に起きた天津市の中学生自殺事件が大きな社会問題となったことは記憶に新しい。この事件では、学校がいじめ

の実態を十分に把握しておらず、さらに、実態把握のために行ったアンケート調査の一部を隠蔽した事実等が発覚して、社会から厳しい批判を浴びた。なお、本事件がきっかけとなって、13年に「いじめ防止対策推進法」が制定されることとなった。わが国で初めてのいじめに関する法律である。

また、体罰の問題も深刻である。2012年に運動部活動中の体罰を背景とした高校生の自殺事件が発生し、教職員による児童生徒への体罰も大きな社会問題となった。同年に行われた文部科学省の緊急調査によれば、体罰が発生した学校は4148校あり、発生件数は6721件に上る。とくに部活動中の体罰が3割を超え、授業中の体罰と同等の高い割合になっている。

第3版では、以上のような問題を含め、今日の学校教育における諸問題を可能な限り取り上げるように努めた。時間的制約や紙幅の関係もあり、必ずしも十分に論じ尽くすことができなかつた項目もあるが、それらについては、次回以降の改訂において、内容の充実を図っていきたいと考えている。

最後になったが、第3版の出版にあたっては、初版、第2版に引き続き、法律文化社社長の田藤純子氏に格別のご配慮をいただいた。ここに記して、心よりお礼を申し上げたい。

2014年2月

編 者

## はしがき

本書は、大学および短期大学における教職科目（「教育原理」「生徒指導論」「教職論」等）の基本的なテキストとして編集・刊行されたものである。

現在、平時のものとしては、過去に例をみない大規模な教育改革が進められている。それは、たんに小・中・高等学校を通ずるカリキュラム改革、「心の教育」の充実など、教育内容の再構築に関する施策にとどまるものではなく、中高一貫教育の導入、通学区域の弾力化など、教育制度の多様化・弾力化を推進する施策、教員養成プログラムの改革、教員研修プログラムの改善など、教員の資質向上に関する施策、さらには教育の基本理念の改正にまで及ぶ広範なものである。学校教育はまさに大きく変容しつつあるということができる。

他方、今日の学校教育は多くの問題を抱えていることも事実である。文部科学省の調査によれば、2002年度の公立小・中・高等学校、盲・聾・養護学校における「いじめ」の発生件数は2万2205件、同年度間に30日以上欠席した国・公・私立の小・中学校における児童生徒数は13万1252人にも上っている。また、子どもたちが教室内で勝手な行動をして授業が成り立たない、いわゆる「学級崩壊」や、「学力低下」論争の過程で明らかになった子どもたちの勉強嫌い・勉強離れの問題も看過することのできない重要な問題である。

冒頭でも述べたように、本書は「教育原理」等、教職科目の基本的なテキストとして編集されたものであるが、以上のような学校をめぐる様相の変化を踏まえ、現在進められている教育改革の意義や課題、今日の学校教育における諸問題等についても積極的に取り上げることにした。現実の課題や教育問題から遊離して教育の基礎理論が展開されることはあまり意味のあることではないと考えるからである。

本書は8章から成っている。I章で教育の本質と目的、学校の成立と発展について考察し、以下、教育内容、教育の方法と評価、生徒指導、教育の制度と経営、生涯学習、教員制度、教育思想の流れについて解説している。各章では、当該分野における基礎的・基本的事項、重要問題等をできるだけ取り上げるように努めた。しかし、もちろんこれで十分だというわけではない。紙幅の関係

で割愛せざるを得なかった事項もある。また、私たちの力量不足から解説や解釈等に不十分な点もあるのではないかと危惧している。大方のご教示とご批判をいただければ幸いである。

このほか、本書の特徴としては、次の2点をあげることができる。

第1は、各項目ともQ & A形式で構成し、基礎的・基本的事項、重要問題・課題について、質問に答えるかたちで具体的にわかりやすく解説することに努めたことである。Q & A形式を採用することで、当該項目の意味や内容、問題点等がより明確になったのではないかと考えている。ただし、質問の形式や内容については、なお改善の余地があるものと思われる。

第2は、教員採用試験にも対応できる内容としたことである。各章ともそのように配慮しているが、とくにⅧ章の「人と思想」および巻末資料の「教育法規」においては教員採用試験に頻出する教育者、教育思想、教育法令、条文を取り上げることにした。本書がこれから教師をめざす学生や受験者の皆さんの基本書として活用されることを願っている。

本書の刊行に際しては、法律文化社編集部の田麿純子、浜上知子の両氏に多大のご尽力をいただいた。ここに記して感謝の意を表する次第である。

2004年8月

編 者

#### 〔付記〕

教育基本法をはじめとする法改正や学習指導要領の改訂、教育をめぐる近年の動向を踏まえて加筆訂正を行った。(2008年3月)